

琵琶湖の保全及び再生に関する 基本方針の概要

平成28年4月21日決定

(5月10日総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境告示第1号)

○琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針について

○琵琶湖保全再生に関する基本方針について

- 「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」は、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」第2条に基づき、主務大臣（総務省・文科省・農水省・国交省・環境省）が策定し、公表するものである。
- なお、滋賀県は、基本方針を勘案して「琵琶湖保全再生計画（法第3条）」を定めることができる。

○基本方針の構成 法に基づき以下の構成にて基本方針を作成

1. 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針

- (1) 趣旨
- (2) 多様な主体の協働（7、22条関係）
- (3) 調査研究等（9条関係）

2. 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項

- (1) 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項（10条関係）
- (2) 水源の涵養に関する事項（11条関係）
- (3) 生態系の保全及び再生に関する事項
 - イ 湖辺の自然環境の保全及び再生（12条関係）
 - ロ 外来動植物による被害防止（13条関係）
 - ハ カワウによる被害の防止等（14条関係）
 - ニ 水草の除去等（15条関係）
- (4) 景観の整備及び保全に関する事項（20条関係）
- (5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項
 - イ 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興に関する事項（17条関係）
 - ロ 水産資源の適切な保全及び管理等に関する事項（16条関係）
 - ハ 観光、交通その他の産業に関する事項（18、19条関係）
- (6) 教育の充実等に関する事項（21条関係）

3. その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

- (1) 琵琶湖保全再生推進協議会に関する事項（8条関係）
- (2) 資料の作成及び公表に関する事項（23条関係）

1. 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針について

(1)趣旨

- 後代に継承すべき琵琶湖・・・
 - 近畿圏における治水・利水上の重要な役割
 - 多数の固有種等豊かな生態系・貴重な自然環境及び水産資源の宝庫
- 琵琶湖における諸課題の発生・・・
 - 水質汚濁によるアオコ等の発生
 - 水草大量繁茂
 - 外来動植物の増加 等

琵琶湖の保全再生の取り組みを実施する必要性

◆琵琶湖保全再生の基本理念・・・

- 琵琶湖と人との共生を基調とし、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図る。

「琵琶湖と人との共生」

- ① 共感・・・保全再生の必要性等の国民の幅広い共感
- ② 共存・・・琵琶湖の保全と多様な産業活動等活力あるくらしとの共存
- ③ 共有・・・琵琶湖の価値を将来にわたって共有

(琵琶湖保全再生施策の推進を図る上での必要事項)

(2)多様な主体の協働

- 多様な主体が保全・再生に対する認識を共有する
- それぞれの知見の活用、一層の連携

(3)調査研究等

- 課題解決のための継続的な知見の集積、研究成果の有効活用によるメカニズム解明等
- 行政・各研究機関等の連携・情報共有等

2. 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項について(1)~(3)

□ 2. 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項・・・

以下の(1)~(6)の琵琶湖保全再生施策に関する事項につき、琵琶湖の各水域の状況等を踏まえて、それぞれ以下に掲げる施策を図ること等について記載

(1) 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項

- 湖沼法、水濁法等に基づく工場・事業場排水対策
- 下水道等の整備による生活排水対策
- 市街地・農地等からの流出水対策等

(2) 水源涵養に関する事項

- 水源かん養保安林等の適正な配備
- 森林に被害を及ぼしている動物の防除等
- 水源涵養機能を持つ農地の整備・保全等



森林の保全再生
(水源涵養)

(3) 生態系の保全及び再生に関する事項

イ 湖辺の自然環境の保全及び再生

- ヨシ等在来植物群落の保全・再生
- 内湖、自然湖岸等の保全・再生、陸水域の連続性の確保



内湖の再生
(湖辺の自然環境の保全・再生)

□ 外来動植物による被害防止

- オオバナミズキンバイ、オオクチバス等外来動植物の防除
- 効果的な防除方法の検討等

ハ カワウによる被害防止等

- 漁業・植生被害防止のため広域の協議会の設置
- 捕獲による個体数管理等

ニ 水草の除去等

- 水草の除去、湖底の耕うん、漂着ごみ処理等
- 水草の除去方法・有効利用等の検討・抜本的な調査研究



オオバナミズキンバイの駆除
(外来動植物による被害防止)



水草除去船による除去
(水草の除去等)

2. 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項について(4)~(6)

(4) 景観の整備及び保全に関する事項

- 琵琶湖及び周辺地域の一体的な景観の整備・保全
- 重要文化的景観の整備



重要文化的景観
(景観の整備及び保全)

(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

イ 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興に関する事項

- 多様な生物を育む水田整備等環境に配慮した農業
- 林業、その他環境関連産業等環境と調和のとれた産業の振興

ロ 水産資源の適切な保存及び管理等に関する事項

- 水産動植物の種苗の放流
- 砂地造成等漁場の整備・保全
- 資源管理型漁業の推進等



ビワマス
(水産資源の適切な保存及び管理)

ハ 観光、交通その他の産業に関する事項

- エコツーリズム等の推進を通じた観光振興・地域活性化
- 環境負荷軽減、災害時の輸送確保等のための湖上交通の活性化

(6) 教育の充実等に関する事項

- 農林業、魚を学ぶ体験、自然観察会等の機会の充実
- エコツーリズムの推進等を通じた自然環境に関する教育の充実等



学習船「うみのこ」
(教育の充実等)

3. その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項について

□ 3. その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項・・・

琵琶湖保全再生施策を行うにあたっての推進体制及び琵琶湖保全再生施策の状況に関して公表すること等について記載

(1) 琵琶湖保全再生推進協議会に関する事項

- 琵琶湖保全再生推進協議会を組織し、施策の推進に関し必要な事項の協議を行う
- 琵琶湖保全再生推進協議会を通じた施策の実施に関する連携を図る

(2) 資料の作成及び公表に関する事項

- 保全再生の状況等に関する資料の適時かつ適正な方法による公表
- 国民への理解促進、普及啓発のための積極的な情報発信